

炬火台に裸火を使用するための与条件

消防関係法令上、炬火台は「炉」及び「裸火」として取り扱われると考えられ、屋内に設置する「炉」の周囲にあたっては水平方向 5 m 以上、上方 10 m 以上の空間を保有する必要があるなど、下記の与条件がある。

ただし、消防署長等が同等以上の安全性を確保することができると認めた場合等においては、これらの規定によらないことができる可能性がある。

- ① 屋内（屋根に木材を使用するか否かに関わらず）に設置する「炉」の周囲にあたっては、水平方向 5 m 以上、上方 10 m 以上の空間を保有する必要があり、屋外に設置する「炉」の周囲にあたっては、水平方向 3 m 以上、上方 5 m 以上の空間を保有する必要がある。（東京都火災予防条例施行規則第 3 条の 3 第 2 項第 2 号）
- ② 階段、避難口から 5 m 以上の空間を保有する必要がある。（東京都火災予防条例第 3 条第 1 項第 1 号の 2）
- ③ 炬火台及びその周囲 3 m の範囲は避難経路として使用できない。
- ④ LPG ボンベを格納するスペースを、炬火台の基壇と一体に計画する必要がある。
- ⑤ 屋外に設置する場合は、緊急車両の通行動線として通路幅 6 m を確保する必要がある。